

平成30年度から新たに防火設備等の定期検査報告が必要となります

倉敷市建設局建築部建築指導課

平成30年度から、防火設備及び小荷物専用昇降機の定期検査報告が必要となります。

1 対象となる防火設備及び小荷物専用昇降機

■ 防火設備

防火扉・防火シャッターなどの防火設備(随時閉鎖又は作動できるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。以下同じ。)が対象となり、以下の建築物に設置されたものについて定期報告が必要となります。

- 定期報告の対象となる建築物に設置されている防火設備
- 病院、有床診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(※下記に該当する用途を記載しています。)に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物に設置されている防火設備
- 常時閉鎖式の防火設備(普段は閉鎖された状態となっており、開放してドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの)、外壁開口部の防火設備は、従来どおり建築物の定期調査で行い、防火設備の定期検査は対象外

■ 小荷物専用昇降機

フロアタイプ(出し入れ口の下端の高さがその室の床面から50センチメートル未満のもの)の小荷物専用昇降機について定期報告が必要となります。

2 定期報告の時期

防火設備及び小荷物専用昇降機(フロアタイプのものに限る。)については、平成30年度から、毎年度に1回の定期報告が必要となります。

3 その他

従前から定期報告が必要な昇降機及び遊戯施設については、変更はありません。
(平成28年6月1日以降も引き続き定期報告が必要です)

高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物には、以下の建物が該当します。

- ・ 共同住宅及び寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二、第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業、若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)
- ・ 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- ・ 助産所
- ・ 盲導犬訓練施設
- ・ 救護施設、更生施設
- ・ 老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、介護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)
- ・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ・ 母子保健施設
- ・ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

■ 定期報告の提出先

提出先	所在地	電話番号
倉敷市建設局建築部 建築指導課 指導係	710-8565 倉敷市西中新田640番地	086-426-3501